

申告書の書き方

手順1

令和6年1月1日の住所、氏名、生年月日、電話番号を記入してください。

手順2

⑦①⑨事業収入（営業等・農業）不動産収入のあった方
裏面1に所得の内訳、売上金額、必要経費などを記入し、
⑦①⑨収入金額等と①②③所得金額を記入してください。

⑩給与収入のあった方

勤務先から発行された源泉徴収票がある方は、「支払金額」欄を⑩に、「給与所得控除後の金額」を⑥に記入してください。

⑪公的年金収入のあった方

日本年金機構などから送付された「公的年金等の源泉徴収票」をもとに、「支払金額」欄を⑪に記入してください。
※遺族年金や障害年金など、非課税年金は含みません

⑫業務所得のあった方

報酬やシルバー人材センターの配分金などの収入があった方は、収入金額を⑫に、必要経費を控除した金額を⑧に記入してください。

⑬その他の雑所得のあった方

個人年金などの収入があった方は、収入金額を⑬に、必要経費を控除した金額を⑨に記入してください。

⑭⑮⑯総合課税の譲渡所得（土地・建物以外の資産の譲渡による所得）、一時所得（生命保険の一時金、懸賞当せん金など）のあった方

譲渡所得の金額 = 収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除（原則50万円）
※長期譲渡所得の場合は、上記で算出した額に1/2をかけた金額

⑰医療費控除

前年中に医師・歯科医師等に支払った費用、治療費または療養のために必要な医療品の購入などが該当します。
「支払った医療費等」「保険金などで補てんされる金額」を記入し、医療費控除の明細書を添付してください。
※医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例は、いずれかの選択適用です。

セルフメディケーション税制とは

健康の保持増進及び疾病の予防に関する取組を行った方が、1万2千円以上の対象医薬品を購入した場合に適用される制度です。

【注意点】

「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要です。領収書の添付または提示だけでは、医療費控除が適用できません。また、明細書に不備がある場合も、適用できない場合があります。

令和6年度 市民税・県民税申告書

住所

フリガナ

氏名

生年月日

電話番号

大・昭・平・令

整理番号

個人番号

入力者

確認者

1

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除		支払った保険料		所得金額	
社会保険料控除	合計	社会保険料控除	合計	1 事業収入	2 給与収入
生命保険料控除	合計	生命保険料控除	合計	3 雑所得	4 所得から差し引かれる金額
地震保険料控除	合計	地震保険料控除	合計	5 所得金額	6 所得金額
17～19 障害者控除	氏名	個人番号	障害の程度	7 営業等収入	8 不動産収入
20 雑損控除	氏名	個人番号	損害の程度	9 配当金	10 雑所得
21 医療費控除	支払った医療費等	必要経費	合計	11 総合課税一時所得	12 総合課税一時所得
22 譲渡	種類	収入金額	必要経費	13 所得から差し引かれる金額	14 所得金額

3

16 寄附金に関する事項

寄附先	寄附金	控除額
市区町村		
都道府県		
特定公益増進法人		
特定非営利活動法人		
特定公益増進法人		
特定非営利活動法人		
特定公益増進法人		
特定非営利活動法人		

26 雑損控除

種類	収入金額	必要経費	所得金額
雑損			
雑損			
雑損			

手順3

⑬社会保険料控除

国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険、雇用保険などに支払った金額の全額が控除額です。源泉徴収票に記載のあるものはその金額を、それ以外のもものは社会保険料の種類と支払った額を記入してください。

⑭小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済制度に基づく掛金などに支払った金額の全額を記入してください。

⑮生命保険料控除

前年中に支払った保険料から配当金を差し引いた残りの金額を記入してください。

⑯地震保険料控除

前年中に支払った保険料から配当金を差し引いた残りの金額を記入してください。

⑰⑱寡婦、ひとり親控除

⑰寡婦控除
次のアとイのどちらかに該当する方は、理由の□にレ点を付けてください。
ア) 夫と死別または離婚してから再婚していない方や生死不明などの方で、子以外の扶養親族を有しており、合計所得金額が500万円以下の方
イ) 夫と死別してから再婚していない方や夫が生死不明の方で、合計所得金額が500万円以下の方

⑲ひとり親控除

次のア～ウの全てに該当する方は、理由の□にレ点を付けてください。
ア) 現に婚姻をしていない方または夫・妻が生死不明の方
イ) 生計を一にする子（合計所得金額が48万円以下で、他の者の扶養親族等になっていない者）を有する方
ウ) 合計所得金額が500万円以下の方

⑳⑳勤労学生控除、障害者控除

⑳勤労学生控除
自身が大学や高校、専修学校、各種学校などの学生で、自己の勤労による合計所得金額が75万円以下（そのうち給与所得以外の所得が10万円以下）の方は、学校名を記入してください。

㉑障害者控除

自身が障がい者の場合、または扶養親族のうちに障がい者がいる場合は、該当者の氏名・個人番号・障がいの程度を記入してください。

㉒⑳配偶者控除、配偶者特別控除

生計を一にする配偶者（前年中の合計所得金額が133万円以下）がいる場合は、氏名、個人番号、生年月日、配偶者の合計所得金額を記入してください。
※同一生計配偶者の場合は、□にレ点を付けてください。
※合計所得金額が1,000万円超の方は、配偶者控除と配偶者特別控除の適用を受けることができません。

㉓⑳障害者控除

自身が障がい者の場合、または扶養親族のうちに障がい者がいる場合は、該当者の氏名・個人番号・障がいの程度を記入してください。

㉔⑳配偶者控除、配偶者特別控除

生計を一にする配偶者（前年中の合計所得金額が133万円以下）がいる場合は、氏名、個人番号、生年月日、配偶者の合計所得金額を記入してください。
※同一生計配偶者の場合は、□にレ点を付けてください。
※合計所得金額が1,000万円超の方は、配偶者控除と配偶者特別控除の適用を受けることができません。

所得金額の計算

■給与所得
給与所得金額 = 収入金額 - 給与所得控除額

給与収入	給与所得の金額
0円～550,999円	所得ゼロ
551,000円～1,618,999円	給与収入-550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	給与収入÷4 (千円未満切捨) 算出金額：A A×2.4+10万円
1,800,000円～3,599,999円	
3,600,000円～6,599,999円	A×2.8-8万円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入×0.9-1,100,000円
8,500,000円～	

源泉徴収票が発行されない場合は、申告書裏面の「日雇い労働等による収入のある人」欄に記入して、収入金額を算出してください。

2. 日雇労働等による収入のある人
(仕事の内容)

月	日	給 円	勤務日数	月 取 円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

■営業等・農業・不動産所得

所得税の収支内訳書を使用するか、申告書裏面の「営業所得、農業所得、不動産所得のある人」欄に収入や必要経費などを記入し、所得金額を算出してください。

1. 営業所得、農業所得、不動産所得のある人
(所得の内容)

年初たな卸高 ^㊸		必要経費	金額
月別	売上(収入)金額 円	仕入金額(原価) 円	円
1			水道光熱費
2			修繕費
3			消耗品費
4			旅費通信費
5			減価償却費
6			雇人費
7			外注費
8			地代家賃
9			支払利息
10			荷造運賃
11			(他)
12			
計 ^㊹			
年末たな卸高 ^㊺		計 ^㊻	
㊸ - (㊹ + ㊺ - ㊻) - ㊼ = 所得金額			

所得控除金額の計算

■生命保険料控除

(旧)H23年12月31日以前に締結したもの		(新)H24年1月1日以降に締結したもの	
支払金額	控除額	支払金額	控除額
15,000円以下	全額	12,000円以下	全額
15,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2+7,500円	12,000円超 32,000円以下	支払金額×1/2+6,000円
40,000円超 70,000円以下	支払金額×1/4+17,500円	32,000円超 56,000円以下	支払金額×1/4+14,000円
70,000円超	35,000円	56,000円超	28,000円

※一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料とも、それぞれ左の計算式で求めた控除額の合計額(限度額70,000円)

※一般生命保険料または個人年金保険料は、新契約と旧契約の双方で控除を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ左の計算式で求めた控除額の合計額(限度額28,000円)

■地震保険料控除

支払金額		控除額
地震保険料控除	50,000円以下	支払金額の1/2
	50,000円超	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下	全額
	5,000円超 15,000円以下	支払金額の1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円

※地震保険料、旧長期損害保険料の両方がある場合は、それぞれ左の計算式で求めた控除額の合計額(限度額25,000円)

■雑損控除

{ (損害金額-保険金等で補てんされる金額) - (総所得金額×10%) } または (災害関連支出の金額-5万円) のうち、いずれか高い方の金額

■医療費控除

(前年中に支払った医療費の額-保険金等で補てんされる額) - (総所得金額等×5%または10万円のいずれか少ない方の金額)
※セルフメディケーション税制を選択する場合は、(前年中に支払った特定一般用薬品等の購入費の額 - 保険金等で補てんされる金額) - 12,000円(限度額8万8千円)

■均等割・所得割の非課税限度額

※右図の扶養人数には16歳未満の年少扶養も含まれます

区分	扶養なし	扶養あり
所得割	45万円以下	35万円×(扶養人数+1)+42万円
均等割	38万円以下	28万円×(扶養人数+1)+26.8万円

■雑所得(公的年金等)

※遺族年金や障害年金は、非課税所得です。申告書裏面の通信欄「4.遺族年金・障害年金・恩給等で生活している」に記載してください。
※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、お問合せください。

年金区分	公的年金等の収入額の合計	割合	控除額
昭和34年1月2日以後に生まれた人(65歳未満)	600,000円以下		所得ゼロ
	600,001円～1,299,999円	100%	600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	75%	275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	85%	685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	95%	1,455,000円
昭和34年1月1日以前に生まれた人(65歳以上)	10,000,000円以上	100%	1,955,000円
	1,100,000円以下		所得ゼロ
	1,100,001円～3,299,999円	100%	1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	75%	275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	85%	685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円

人的控除

人的控除の種類	控除額	人的控除の種類	控除額
寡婦控除	26万円	一般扶養親族(※b)	33万円
ひとり親控除	30万円	特定扶養親族(※c)	45万円
勤労学生控除	26万円	同居老親等の老人扶養親族	45万円
障害者控除	障害者	同居老親等以外の老人扶養親族	38万円
	特別障害者	2,400万円以下	43万円
配偶者控除	同居特別障害者	2,400万円超2,450万円以下	29万円
	一般の控除対象配偶者	2,450万円超2,500万円以下	15万円
		2,500万円超	適用なし
	老人控除対象配偶者(※a)	右図参照	

配偶者の合計所得金額

配偶者特別控除	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除(48万円以下)	控除額		
	一般	33万円	22万円
配偶者特別控除	老人	38万円	26万円
	48万円超100万円以下	33万円	22万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	

※a 老人控除対象配偶者・老人扶養親族
年齢70歳以上の方
(S29.1.1以前に生まれた方)

※b 一般扶養親族
年齢16～18歳の方
(H17.1.2～H20.1.1に生まれた方)
年齢23～69歳の方
(S29.1.2～H13.1.1に生まれた方)

※c 特定扶養親族
年齢19～22歳の方
(H13.1.2～H17.1.1に生まれた方)